

## 令和 5 年度（2023 年度）予算の編成方針について

### 1 経済状況と国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が令和 4 年 9 月 30 日に公表した月例経済報告によると「景気は、緩やかに持ち直している」とし、先行きについては、「ウイズコロナの新たな段階への移行が進められる中、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としている。

政府が令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針 2022）では、輸入資源の価格高騰、人口減少・少子高齢化、災害の頻発・激甚化などの社会課題の解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革することとしている。

そのために、「人への投資」を始め、科学技術・イノベーション、スタートアップ（新規創業）、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を重点投資分野とし、民間の力を活用した取組や、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる多様性に富んだ包摂社会の実現、一極集中から多極化した社会をつくり地域を活性化することで、「成長と分配の好循環」を早期に実現するとしている。

### 2 本市の財政状況と今後の見通し

令和 3 年度決算に基づく本市の財政状況は、歳出ベースでは、特別定額給付金事業の減等により令和 2 年度比 10.5%減となった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 86.4%となり、前年度より 3.5 ポイント改善した。これは、普通交付税の追加交付、臨時財政対策債の発行増等による一時的な影響であり、財政構造が改善されたものではなく、今後は義務

的経費等の増加により硬直化が進む見込みである。財政健全化判断比率については、いずれの指標も国が示す早期健全化基準を下回り、財政の健全性は保たれている。

令和4年10月における財政の見通しによると、市税収入の減少傾向が続く中、一般財源の確保が困難な状況にあり、令和5年度以降も当初予算編成において収支がマイナスとなる非常に厳しい財政状況を見込んでいる。

歳出においては、持続的な地域発展を意識した未来への投資は積極的に推進していく中で、高齢化等の進行による社会保障費の増、バイオ液肥濃縮施設整備等の大型事業の実施など、財政支出の増加が想定されている。

また、原油価格・物価高騰の影響による燃料費・光熱水費など経常経費の増加が見込まれ、依然にも増して厳しい財政運営が予想される。

今後の財政運営にあたって、あらゆる手段で歳入を確保するとともに、変化を恐れることなく前例踏襲という固定観念から脱却し、将来を見据えて効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならない。

図1 経常収支比率の推移

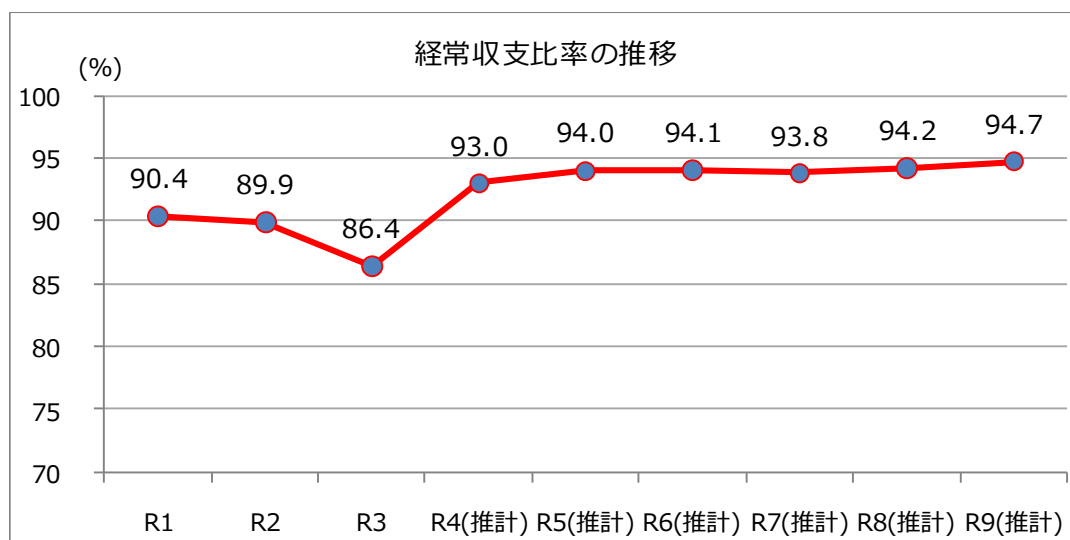


図2 市税の推移 (令和4年10月財政の見通しによる推計)

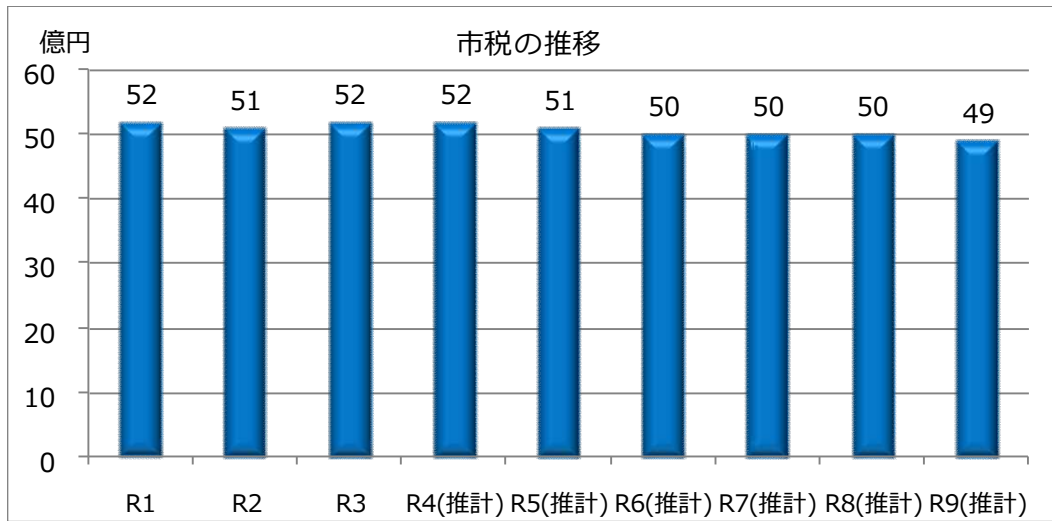


表1 歳入・歳出の推移 (令和4年10月財政の見通しによる推計)

(単位：百万円)

区分	R2	R3	R4 (当初)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)
歳入	39,843	36,137	32,356	31,499	30,319	29,593	29,660	29,667
歳出	38,651	34,576	32,356	32,690	31,528	30,661	30,802	30,961
収支	<b>1,192</b>	<b>1,561</b>	<b>0</b>	<b>▲1,191</b>	<b>▲1,209</b>	<b>▲1,068</b>	<b>▲1,142</b>	<b>▲1,294</b>

※収支不足分は基金を繰入予定

### 3 予算編成の基本方針

社会環境の変化や多様化するニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、真庭市を次世代に引き継いでいくため、地方分散型のモデルを目指す「SDGs 未来杜市」として、真庭市の地域価値を高め、暮らしやすく活力のある地域を創り上げていかなければならない。

物価高騰等により経済状況が見通せない中であっても、第2次真庭市総合計画に掲げる「真庭ライフスタイル」の多彩性を一層充実・成長させ、市民一人ひとりが真の豊かさを実感できる「共生社会まにわ」の実現と、かけがえのないふるさとを未来につなぐ「2050 ゼロカーボンシティまにわ」の実現を目指すことに変わりはない。

令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症等に適切に対応しつつ、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を堅持しながら、次の5つの項目に重点を置き、将来を見据えて積極果敢に各種事業に取り組むものとする。

- 1) 安全・安心で魅力的な地域づくり
- 2) 力強い循環型の地域経済づくり
- 3) 持続可能な真庭の環境づくり
- 4) 夢ある子育て、ひとづくりと豊かな文化づくり
- 5) 行政・地域経営の推進（dX、「カイカク・カイゼン」）

### 4 予算編成に際しての留意点

無駄を省き、効率的な行財政運営を実施するため、予算編成は、次の点に留意し、歳入歳出全般について、大胆な見直しを行うこととする。

#### (1) 財源の確保

財源には限りがあることを十分認識し、市税や地方交付税等の確保はもとより、国・県補助制度及び民間資金の活用、市有未利用地等の売却、市税滞納金や税外未収金の回収、受益に対する適正な分担金・負担金の徴収、使用料等の適正化、ふるさと納税制度の活用などあらゆる歳入確保策を講じること。特に、民間資金に注目し、民間・財団等が実施する助成制度等の情報収

集に努め、積極的な活用を図り、新たな財源確保策に取り組むこと。

## **(2) 事業の最適化・部局間連携の促進**

社会変容や市民ニーズの変化を捉え、前例踏襲することなく、全ての事業について、ゼロベースによる見直しを行うこと。

特に、費用対効果が低い事業、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業・イベント等については、改めて必要性・手法等を検証すること。

また、複数の部局にまたがる政策課題については、組織の枠を超えて関係部局間で連携し、事業内容が重複することのないよう、事業の一元化を図ること。

## **(3) スクラップ・アンド・ビルドと事業の終期設定**

新規事業又は既存事業の拡充は、その事業が真に市民ニーズに基づくものか、本来市が行うべきものか、目的及び達成目標が明確になっているか、職員体制・業務量は適切か等について十分な検討を行い、その財源は既存事業の縮小、廃止などスクラップ・アンド・ビルドにより捻出すること。

さらに、新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定すること（サンセット方式）とし、その期間は、原則として3年以内とするが、効果検証に基づき、適時、廃止を含めた見直しを行う。

## **(4) 後年度負担の把握等**

計画的な財政運営を確保するため、新規事業を含む各種事業について、常に人件費を含む後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分検討すること。

また、施設整備については、必ず計画段階から執行体制及び管理運営方法の方針を定め、事業化にあたっては、後年度負担の軽減を図るため、最も効率的な財源の活用が図られるよう配慮すること。

## **(5) 行政評価の反映**

限られた経営資源を有効活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、主要事業成果報告書等での評価結果を予算要求に反映させること。評価結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、妥当性・効率性・有効性等の視点により優先順位を精査し、予算の重点化を図ること。

また、新規事業の提案については、事前評価を適切に実施すること。

## **(6) 公共施設等総合管理計画の推進**

公共施設等に関する様々な課題に適正に対処するために策定した「真庭市公共施設等総合管理計画」の基本方針に留意しつつ、ライフサイクルコストを意識した施設管理を推進し、トータルコストの縮減及び平準化を図り、財政負担の軽減に努めること。

また、インフラ施設についても安全確保を最優先に、将来負担を考慮した計画的な維持管理を進めること。

## **(7) 真庭産材利用の推進**

林業・木材産業の振興、森林整備の促進などを目的とした「真庭市有施設の木材利用促進指針」に基づき、市有施設等の改修等にあたっては、コスト、性能等を勘案した上で、可能な限り真庭産材による木造化・木質化・木製品等の利用を推進すること。

## **(8) dX（デジタルトランスフォーメーション）の推進**

「行政事務の効率化」、「くらしの利便性向上」、「社会問題の解決、新たな価値の創造」を目指し、デジタル技術を積極的に活用して、市民が便利で豊かさを実感できる地域・経済・行政のdXを推進すること。

自治体業務システムの標準化・共通化にあたっては、国の動向を注視するとともに、業務プロセスの抜本的な見直しと再構築を含めたシステムの最適化や、手続きのオンライン化などに取り組むこと。

## 5 市債の活用方針

市債については、後年度の財政負担を考慮し、発行抑制を基調とするが、地方交付税により措置される市債（過疎債・合併特例債等）については、適債性を判断した上で優先的に活用を図ることとする。また、活用にあたっては、真に充当すべき事業であるか否かの見極めを十分に行うこと。

合併特例債については活用期限が令和6年度までに限られていることから、施設の統合整備等において、効果的かつ計画的に活用すること。

市債活用にあたっては、各計画との整合を図るため、総合政策課及び財政課と事前協議の上、要求すること。

## 6 年間総合予算

当初予算は、当該年度中に見込まれる財政需要の全てを計上する年間総合予算として編成し、年度途中における補正は、次に掲げる事業等の特別の理由がある場合を除き、補正は行わないので、予測される全ての歳入、歳出について厳重に見積りを行った上で要求すること。

- (1) 国県等の補助事業採択等による事業
- (2) 人事異動及び給与改定に伴う人件費
- (3) 災害復旧事業
- (4) その他補正で対応することが適切と認められる事業

## 7 特別会計及び企業会計に関すること

特別会計への繰出金及び企業会計への補助金は、一般会計に多大な影響を及ぼしており、適正化を図る必要があることから、事業内容を十分に精査し、必要な見直しを行うとともに、次の点に留意すること。

- (1) 特別会計は、原則として独立採算制の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増嵩を避け、それぞれの会計の設置目的に沿って、年間必要額の積算を行うこと。

(2) 企業会計は、一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、経営の総点検を実施し、業務運営の合理化及び能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化、効率化を基礎とした予算見積りを行うこと。

また、国が示す繰出基準等に基づかない基準外の繰出金（赤字補てん等）の解消を目指すため、計画的に縮減を図ること。

## 8 予算要求基準

歳出予算の分類及び要求基準は次に掲げるとおりとし、すべての経費において予算査定の対象とする。

### (1) 経常経費【経常A】

行政運営上必要となる経費（施設管理費、行政運営経費等）については、令和4年度当初予算比100%以内（0%シーリング）で要求すること。ただし、数年おきに発生する検査等の経費や、令和5年度以降に継続的に必要となる経費、エネルギー価格・物価高騰に伴い増加する電気代・燃料代等については、原則枠内で調整することとし、やむを得ない場合のみ、枠外での要求を認める。また、消耗品費や備品購入費等の事務関係経費の節減を図り、必要最小限の経費を要求すること。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については、決算額の推移や今後の見通しを十分に勘案し、過大な算定とならないよう年間所要額を適正に見積もること。

### (2) 投資経費【政策A】

普通建設事業等（ハード事業）に係る経費であり、事業実施に伴う人件費を含めたランニングコスト等の後年度負担についても検討を行い、事業の必要性、効果を明確にした上で、必要最小限の経費を要求すること。



### **(3) 政策経費【政策B】**

政策的事業（ソフト事業）、繰出金及び各種補助金等に係る経費であり、積極的なC A P Dの活用により、継続・拡充・廃止・新規事業の創設などについて判断し、実効性のある事業として要求すること。特に補助金については、交付対象及び目的、効果について十分に検証し、最少の経費で最大の効果を生み出す取組とすること。